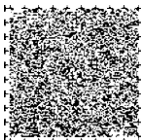


熊本市障がい者プラン 熊本市障がい福祉計画（第4期計画）



熊本市



表紙の絵

表紙は、「障がい者サポーター制度」のシンボルマークです。

障がい者サポーター制度とは、障がいについて知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかった方も含め、障がい者サポーターの活動を通して障がいへの理解を深めてもらい、関心を広げていくための取り組みです。

障がい者プランと障がい福祉計画の位置づけ

本市では、障がい福祉施策を推進するため、2つの計画を策定しています。

◆熊本市障がい者プラン

「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画で、本市の障がい福祉施策に関する基本的な事項を定めた計画です。

◆熊本市障がい福祉計画（第4期計画）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービスや地域生活支援事業などを提供するための体制を計画的に確保することを目的とした計画です。

計画期間

2つの計画の計画期間は次のとおりです。

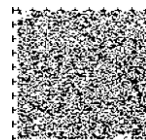
◆熊本市障がい者プラン 10年間

平成21年4月から平成31年3月まで（平成26年度に中間見直し）

◆熊本市障がい福祉計画（第4期計画） 3年間

平成27年4月から平成30年3月まで

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
		● 見直し	熊本市障がい者プラン						● 見直し			
熊本市障がい福祉計画 （第1期計画）			熊本市障がい福祉計画 （第2期計画）			熊本市障がい福祉計画 （第3期計画）			熊本市障がい福祉計画 （第4期計画）			
		● 見直し		● 見直し			● 見直し			● 見直し		



<熊本市障がい者プランの概要>

障がい者プランの体系

基本理念の実現に向けて、2つの重点施策と、それに関連する取組みを7つの分野に分けて進めます。

基本理念

『自立と共生の地域づくり』

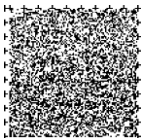
障害者権利条約、障害者基本法などの理念を踏まえて設定

重点施策

- 【1】生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト
(福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携)
- 【2】社会参加促進プロジェクト

分野別施策

- 1 相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】
- 2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】
- 3 保健と医療サービスの適切な提供【保健・医療】
- 4 すべての人にやさしく安全なまちづくり【生活環境】
- 5 生涯にわたる教育等の支援体制【教育・育成】
- 6 自立と社会参加への条件整備【雇用・就労・活動】
- 7 情報提供の充実【情報・コミュニケーション】



重点施策

重点施策とは、障がいのある人の様々な特性や状況に応じた、当事者本位の施策に求められる課題の解決に向けて、障がい者プランの前期計画（平成21年度から平成26年度）の中で掲げた重点施策を踏まえたうえで、後期計画（平成27年度から平成30年度）の4年間に重点的に取り組むべき障がい福祉施策の推進に際して、複数の機関がそれぞれの機能を強化するとともに、相互に連携した総合的な取り組みを行うことが必要な事業について、その全体的な体制を明確化するために設定するものです。

重点施策1 生涯を通じた支援のシームレスプロジェクト （福祉・保健・医療・教育ほかあらゆる分野との連携）

障がいのある人とその家族が、将来を見通し適切な支援を受けながら暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

そこで、ライフステージに応じた相談体制や情報提供の充実、障害福祉サービスをはじめとした福祉制度と学校教育や保健・医療機関等との相互連携を図ること、生涯を通じて一貫した切れ目のない支援体制の充実に努めます。

【成果指標】

項目	平成26年度	平成30年度目標値
相談機関（障がい者相談支援事業所）の認知度	39.2%	60%

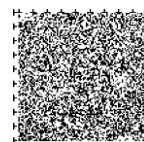
重点施策2 社会参加促進プロジェクト

多くの方が、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

そこで、障がいのある人が地域の中で自分らしく働いたり、スポーツやレクリエーション、芸術・文化・余暇活動などを身近に楽しめるよう環境の整備に努め、多様な社会参加の機会の提供に取り組み、そのために必要な障がいへの市民の理解を促進します。

【成果指標】

項目	平成26年度	平成30年度目標値
熊本市が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思う割合	34.0%	45%



分野別施策1 相互理解の促進と市民参加の活動 ～啓発・広報・ボランティア～

1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

○障がいのある人の社会参加を妨げる偏見や差別をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。

2 学校教育や職場研修での啓発

○教育の現場や、職場の中で、障がいや障がいのある人への正しい理解と意識の向上を図ります。

3 ボランティア活動の促進

○市民による障がい者支援の活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。



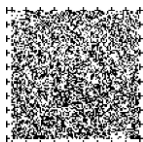
分野別施策2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援 ～生活支援～

1 施設等入所から地域生活への移行支援

○施設等入所から地域生活への移行を支援します。
○地域生活を送るための準備や移行後の生活における支援を行い、地域定着を図ります。

2 相談・支援体制の充実

○住み慣れた家や地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ります。
○福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、障がいのある人へのケアマネジメントを行うとともに、サービス事業者による相談支援事業を充実します。



3 障がい児支援の充実

- 子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行います。特に、発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図ることとし、子ども発達支援センターを中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など子どもの成長段階に応じた一貫した療育体制の確立に努めます。
- 保護者の介護負担の軽減を図るための支援を充実します。

4 障がい者の権利擁護

- 障がいのある人が安心した日常生活を送れるように、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援に努めます。
- 障害者権利条約を踏まえ、障がいのある人への合理的配慮の重要性について周知に努めます。

5 在宅福祉サービスの充実

- 熊本市障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図ります。
- 障害者総合支援法に基づく福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施します。

6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

- 精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図ります。

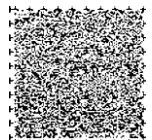
7 福祉に携わる人材の養成

- 障がいのある人の在宅生活や社会参加を支援するため、福祉に携わる人材の確保と、資質の向上に努めます。

分野別施策3 保健と医療サービスの適切な提供 ～保健・医療～

1 保健活動の推進

- 障がいの原因となる疾病の予防等に取り組みます。



2 医療・リハビリテーション体制の整備

○必要とされる医療やリハビリテーションを適切に受けることができる環境の整備に努めます。

3 難病患者への支援

○難病に対する理解を深めるための取り組みや、患者同士が情報交換を行う機会の提供に努めます。

○関係機関との連携による支援体制を整備するとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。

4 精神保健・医療施策の推進

○保健、医療、福祉に係る関係機関が連携し、様々な精神障がいに関する相談に対応するなど、精神保健福祉サービスの充実を図るとともに、ひきこもりや発達障がい等への専門的な支援の充実に努めます。

分野別施策4 すべての人にやさしく安全なまちづくり ～生活環境～

1 住環境の整備

○障がいのある人の住まいを確保し、住戸のバリアフリー化を行う等、住環境の整備を推進します。

2 ユニバーサルデザインの推進

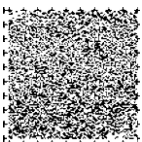
○誰もが使い勝手の良いユニバーサルデザイン（UD）を取り入れ、計画の段階から障がいのある人の参画を得ながら、やさしいまちづくりの推進を図ります。



（左）低床電車COCORO
（右）バリアフリー化された電停

3 緊急時における障がい者への支援

○災害時に自力避難が困難な障がいのある人が安全に避難ができるように、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進めます。



分野別施策5 生涯にわたる教育等の支援体制 ～教育・育成～

1 特別支援教育の推進

○学校教育法等の改正を踏まえ、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実を図ります。

2 教育関係者への理解啓発の推進

○障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の研修等に取り組みます。

3 生涯学習の振興

○障がいのある人の生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図ります。

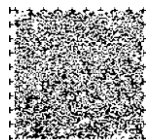
分野別施策6 自立と社会参加への条件整備 ～雇用・就労・活動～

1 雇用の場の確保

- 障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がいのある人の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進します。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」や、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「優先調達推進法」という。）」など、新たな法制度の周知を図ります。

2 一般就労への移行と定着・継続への支援

- 熊本市障がい福祉計画に基き、サービス事業者との連携のもと、就労移行支援事業や就労継続支援事業等の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図ります。
- 関係機関との連携のもと、「熊本市障がい者就労・生活支援センター」における情報発信や相談機能の向上を図り、就労に関わる相談や就労定着支援等を行い、障がいのある人の一般就労への移行及び定着・継続を支援します。
- 難病患者や発達障がい者等の相談に対応するため、専門機関との連携を強化します。



3 福祉的就労への支援

- 熊本市障がい福祉計画に基づき、サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がいのある人に対する福祉的就労の場の充実確保を図ります。
- 障がい者の工賃水準向上を図るため、障害者優先調達推進法に基づく取り組みや、障がい者施設の商品力の向上、販路拡大などの支援に取り組みます。



(左) 障がい者施設商品コンクールの審査風景
(右) 平成 26 年度グランプリ受賞商品

4 移動手段への支援

- 障がいのある人の社会参加の促進を図るため、移動手段への支援を行います。

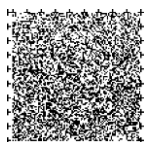
5 スポーツ・文化活動の促進

- 障がいのある人が円滑に文化芸術活動やスポーツを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

分野別施策7 情報提供の充実 ～情報・コミュニケーション～

1 情報バリアフリーの推進

- 障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるように、情報提供の方法や内容を充実します。



＜熊本市障がい福祉計画（第４期計画）の概要＞

計画の基本理念

『自立と共生の地域づくり』

障がい者プラン及び第３期の障がい福祉計画に掲げた基本理念を踏襲します。

サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

１ 障害福祉サービスについての考え方

- ◆希望する障がい者等へ必要とされる訪問系、日中活動系サービスを保障
- ◆グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等を整備し、入所等から地域生活への移行を推進
- ◆福祉施設から一般就労への移行等を推進

２ 相談支援についての考え方

- ◆相談支援体制の整備と特定相談支援事業所の充実
- ◆地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実
- ◆障がい者自立支援協議会における連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制の整備

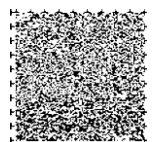
３ 障がい児支援についての考え方

子ども・子育て支援法を踏まえ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築

計画の進行管理

障害者総合支援法に基づき、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じるため、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。

本市では、計画の実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。また、分析・評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。



平成29年度の数値目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、次の4つの成果目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

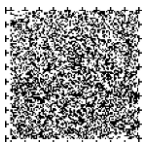
平成25年度末時点の施設入所者を基準として、平成29年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	93人	国の基本指針に基づき、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者（775人）の12%以上（93人。平成26年度から平成29年度までの累計。）が、地域生活に移行することを目指す。
施設入所者の減少数	31人	国の基本指針に基づき、平成29年度末の施設入所者を、平成25年度末時点の施設入所者（775人）から4%以上（31人。平成26年度から平成29年度までの累計。）削減することを目指す。

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する平成29年度までの目標値として、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定します。



項目	目標値	考え方
平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率	67%以上	平成24年6月時点の入院者実績（退院率67.6%）を維持。
平成29年度における入院後1年時点の退院率	92%以上	平成24年6月時点の入院者実績（退院率92.1%）を維持。
平成29年6月末時点の長期在院者数	1,441人以下	国の基本指針に基づき、平成24年6月末時点の人数（1,757人）から18%以上（317人）削減することを目指す。

3 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化に取り組みます。具体的な取り組みは、今後、国から示される方針や、本市の課題等を整理したうえで検討を行います。

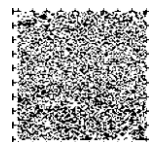
項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	国の基本指針に基づき設定。

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値も設定します。

項目	目標値	考え方
就労移行支援事業所等を通じて一般就労する者の数	63人	平成24年度における一般就労への移行実績（21人）の3倍以上である63人を目指す。
就労移行支援事業の利用者数	295人	平成25年度末時点における利用者（184人）の6割以上（111人）増加を目指す。
就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	50%	国の基本指針に基づき、5割以上で設定。



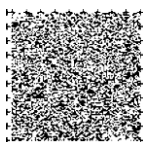
障害福祉サービスの必要量の見込み

● 訪問系サービス

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	815	863	911
	時間/月	9,373	9,925	10,477
重度訪問介護	人/月	87	88	89
	時間/月	12,893	13,042	13,190
同行援護	人/月	119	121	123
	時間/月	1,618	1,646	1,673
行動援護	人/月	6	7	8
	時間/月	62	73	83
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

● 日中活動系サービス

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
生活介護	人/月	1,450	1,520	1,590
	人日/月	28,550	29,929	31,308
自立訓練（機能訓練）	人/月	22	23	24
	人日/月	277	290	302
自立訓練（生活訓練）	人/月	82	89	96
	人日/月	1,726	1,868	2,009
就労移行支援	人/月	240	268	296
	人日/月	4,128	4,610	5,091
就労継続支援（A型）	人/月	1,103	1,247	1,391
	人日/月	21,509	24,317	27,125
就労継続支援（B型）	人/月	986	1,076	1,166
	人日/月	17,255	18,830	20,405
療養介護	人/月	188	210	212
	人日/月	5,828	6,510	6,572



サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
短期入所（医療型）	人/月	90	100	110
	人日/月	216	240	264
短期入所（福祉型）	人/月	130	140	150
	人日/月	686	744	802

● 居住系サービス

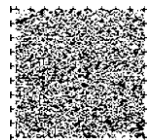
サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人/月	760	840	920
施設入所支援	人/月	757	750	744

● 相談支援

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人/月	1,141	1,290	1,537
地域移行支援	人/月	2	3	4
地域定着支援	人/月	2	3	4

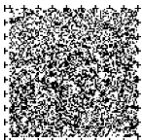
● 障害児通所支援、入所支援

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人/月	615	675	735
	人日/月	3,567	3,915	4,263
放課後等デイサービス	人/月	580	700	820
	人日/月	4,756	5,740	6,724
保育所等訪問支援	人/月	21	24	27
	人日/月	23	26	30
医療型児童発達支援	人/月	3	4	5
	人日/月	14	19	24
障害児相談支援	人/月	422	482	542
福祉型障害児入所施設支援	人/年	170	170	170
医療型障害児入所施設支援	人/年	86	86	86

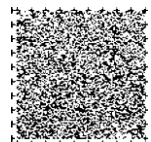


地域生活支援事業の必要量の見込み

サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所数	9	9	9
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討
成年後見制度利用支援事業	人/年	22	25	30
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	件/年	1,850	1,850	1,850
手話通訳者設置事業	人	6	6	6
日常生活用具給付事業				
介護訓練支援用具	件/年	22	22	22
自立生活支援用具	件/年	159	159	159
在宅療養等支援用具	件/年	62	62	62
情報・意思疎通支援用具	件/年	170	170	170
排泄管理支援用具	件/年	11,381	11,381	11,381
住宅改修費	件/年	17	17	17
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20
移動支援事業	人/月	45	48	51
	時間/月	369	393	418
地域活動支援センター機能強化事業				
地域活動支援センター（Ⅰ型）	箇所数	8	8	8
	人/日	160	160	160
地域活動支援センター（Ⅱ型）	箇所数	1	1	1
	人/日	25	25	25
地域活動支援センター（Ⅲ型）	箇所数	2	2	2
	人/日	20	20	20



サービス種別	単位	27年度	28年度	29年度
発達障がい者支援センター運営事業	箇所数	1	1	1
	人/日	7	7	7
障がい児等療育支援事業	箇所数	5	5	5
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	40	40	40
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	12	12	12
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業				
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年	195	195	195
日中一時支援事業	人/月	199	199	199
重度身体障がい者自動車改造費助成	件/年	22	22	22
障がい者自動車運転免許取得費助成	件/年	19	19	19
福祉ホーム事業運営費助成	箇所数	3 (2)	3 (2)	3 (2)
	人	26	26	26
訪問入浴サービス事業	人/月	24	26	28
生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）	人/年	110	110	110
障がい者スポーツ大会	実施の有無	有	有	有



サービス見込量等確保のための方策

1 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障がいのある人の障がいの状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービス基盤を整備していきます。

また、平成24年度から熊本市が市域の事業所について指定を行うこととなったことから、障害福祉サービスへの新規参入を希望される方については、本市の実情に応じ、きめ細かな情報提供、助言を行います。

既存の事業者については、指導監査を通じ、サービスの質の確保、向上を目指すとともにサービス提供に係る安全性を確保していきます。

2 相談支援体制の充実・強化

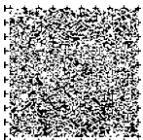
計画相談支援については、今年度で経過措置期間が終了し、平成27年度からサービスの支給決定に対し義務化されることとなります。今後も利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

3 地域生活支援事業の充実

障がいのある人の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続するとともに、事業のあり方などを適宜検討し、地域生活支援事業の充実に努めます。

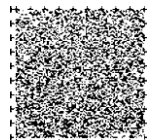
また、障がい者相談支援事業については、平成27年度から委託事業とすることで、適正な事業所配置により、身近な場所で相談支援を利用することができる環境を整備するとともに、相談機能の向上を図ります。



4 障がい者の就労支援

障がいのある人が働き続けられる環境づくりを推進するため、障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所（ハローワーク熊本）や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。

また、優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。



熊本市障がい者プラン・熊本市障がい福祉計画（第4期計画）
【概要版】

平成27年3月発行

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

電話 096-328-2519 F A X 096-325-2358

メール shougaihokenfukushi@city.kumamoto.lg.jp

